

公益財団法人愛媛県国際交流協会 外国人生活相談員（非常勤職員） 募集のお知らせ

外国人が地域社会で安心して生活できる多文化共生社会づくりを進めるために生活に関わる様々な事柄について相談等に対応していただく外国人生活相談員（非常勤職員）を次のとおり募集します。

1 採用予定人員 1人

2 勤務条件

- (1) 勤務場所 愛媛県国際交流センター（松山市道後一万1番1号）
- (2) 雇用期間 採用の日～令和7年3月31日まで
※雇用開始日は、採用決定後、相談の上、決定します。
（令和7年4月1日の雇用開始希望も応相談）
※勤務成績が良好な場合は更新します。
更新後及び令和7年4月1日雇用開始の場合の雇用期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日
（更新は、原則、5回（令和7年4月1日雇用開始の場合、4回）
まで。ただし、特に適当と認める場合はさらに更新することがあります。）
- (3) 勤務日数 週4日～週5日（相談による）
（月曜日から土曜日までのうち、あらかじめ指定する日）
※土曜日勤務の月が年6ヶ月あります。
- (4) 勤務時間 9時00分から17時00分まで
（休憩時間：12時00分から13時00分まで、1日7時間）
- (5) 報酬月額及び社会保険

勤務日	週4日	週5日
報酬月額	162,102円	202,627円
社会保険	雇用保険・労災保険に加入	健康保険（全国健康保険協会）、厚生年金保険、雇用保険・労災保険に加入

- (6) 手当 通勤手当、期末手当及び超過勤務手当相当額
- (7) その他 年次有給休暇等は、愛媛県の会計年度任用職員に準じます。

3 業務内容

- (1) 在県外国人に対する生活相談
- (2) 在県外国人支援ネットワーク会議の運営及び関係機関との連絡調整
- (3) その他外国人に対する各種情報の提供（行政文書の翻訳含む）
- (4) その他外国人の生活相談に付随する業務

4 応募資格

次の(1)～(4)の条件全てを満たす方

- (1) 心身ともに健康であり、誠実に職務を遂行できる方
- (2) パソコンの基本的な操作（インターネット、電子メール、エクセル、ワード等）が

- 可能で、資料作成等の事務手続きを行える方
- (3) 日本語及び英語により外国人相談業務に必要な意思疎通能力（会話等）を有する方
 - (4) 多文化共生に関心と理解があり、外国人相談業務の推進に意欲を有する方
 - (5) 外国籍である場合、外国人登録法に基づく登録があり、出入国管理及び難民認定法に基づく就労可能な在留資格と在留期間を有すること。

※次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

5 応募方法

次の書類を下記応募先へ提出してください。

(1) 履歴書

市販の用紙（A4判又はA3判・二つ折り）を使用し、最近6か月以内に撮影した写真を添付してください。

(2) 自己PR書（様式あり。協会HPからダウンロード）

日本語 800 字以内及びその英訳

(3) 語学に関する資格を有する方は、その資格免許の写し

(4) ハローワーク紹介状

※応募書類に記載されている個人情報は、採用以外の目的に使用することはありません。

6 応募期限

令和7年1月28日（火）17時15分まで

（郵送の場合は、期限までに必ず到着するようにしてください。）

7 選考方法等

(1) 書類審査

(2) 面接

場所：愛媛県国際交流センター（松山市道後一万1番1号）

日時：令和7年2月4日（火） ※時間は、後日お知らせします。

書類審査のうえ、面接を行います。面接において、語学力の確認を行います。

※当日欠席される場合、応募を辞退した者とみなしますのでご注意ください。

8 選考結果

選考結果については、書面により本人に通知します。（採用者以外の応募書類については、返却します。）

合格決定後、応募資格を欠くこととなった場合、又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

10 応募・問合せ先

公益財団法人愛媛県国際交流協会
〒790-0844 松山市道後一万1番1号
TEL: 089-917-5678 FAX: 089-917-5670
Email: saiyou@epic.or.jp